

がんばろう赤磐エネルギー高騰対策事業者支援金 よくある質問

改訂日：8月23日

【1. 支給対象者について】

Q1 商工業者の定義は。

A がんばろう赤磐エネルギー高騰対策事業者支援金における商工業者とは、法人、個人を問わず商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定するものをいいます。ただし、次の各号に掲げる者を除きます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者

(2) 以下のアからエに掲げる者

ア 法人または個人事業主が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

Q2 赤磐市内に複数の事業所、部門がある場合、それぞれの事業所で申請することが出来るか。

A 申請は法人又は個人事業主単位となるため、事業所単位、部門単位での申請はできません。

Q3 個人事業主の場合は赤磐市に在住していなければならないか。

A 申請時の住所が赤磐市であり、赤磐市の市税の完納証明書が取れる状態であることが必要です。

Q4 令和5年4月に赤磐市に転入し、個人で事業を営む者は本支援金の対象となるか。

A 対象となりません。

本支援金は令和4年分の赤磐市内の事業者として事業所得の確定申告を行った者を対象としており法人・個人を問わず申請書類として赤磐市税の完納証明書が必要です。従って、質問のケースは対象となりません。

Q5 現在、岡山市に在住している個人事業主です。令和4年は赤磐市に住んでいたため赤磐市の住所で確定申告は赤磐市で行いましたが、本支援金の対象となるか。

A 対象となりません。

交付要綱第3条において赤磐市内に在住し、事業の継続の意思があり、赤磐市内で商工業を営んでいる者を対象としておりますので、ご質問のケースは対象となりません。

なお、令和4年の確定申告を赤磐市の住所地で行っており、現在も赤磐市に在住する個人事業主の事業所が市外の場合、その事業所に行くまでのガソリン代等を経費計上している場合、支援金の対象とします。

Q6 商工業と商工業以外の事業を1つの事業所で営んでいる場合はこの支援金の申請は出来ますか？

A 法人については商工業のみが対象となり、個人事業主については商工業の事業収入が商工業以外のその他事業の収入を含む合計額の2分の1以上を占める場合にのみ支援金の申請は可能です。ただし、計上できる経費は商工業の事業において使用された費用のみとなります。

Q7 個人事業主として確定申告をしています。会社とは雇用契約があり通勤費等が支給されており、雇用保険や社会保険にも入っているような場合は支給対象となるか。

A 対象となりません。

個人事業主として確定申告をしていますが、実態が雇用されていると判断できる場合（社会保険や雇用保険に被保険者として加入している場合、また、通勤費用等が支給されている場合など）は対象外となります。（例：保険外交員、不動産外交員等）

ただし、上記費用等が全て自己負担であり、かつ、赤磐市内に事務所を構え、自己の名をもって事業を行っている場合は支援金の対象となります。（国保・国民年金に加入している完全歩合制の保険外交員等）

Q8 個人事業主として事業を行っていますが、健康保険等が親族の第3号被保険者となっている場合対象となるか。

A 対象となります。被扶養者の範囲内で個人事業主として事業を営んでいる方は本支援金の支給対象となります。

Q9 令和5年1月に開業しましたが対象になりますか？

A 対象となりません。

今回は赤磐市内で商工業を営み、事業収入を得ている者であって、令和4年分の確定申告を行っている者が対象となります。したがって、令和5年1月以降に創業した場合は対象となりません。

Q10 医療法人、学校法人、社会福祉法人は申請できますか？

A 対象外としていますので、申請できません。

Q11 農業を営む事業者は対象になりますか？

A 個人農家は対象となりませんが、商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定されている、次の①から④に該当する場合は対象となります。①自己の名をもって商行為をすることを業とする者、②店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者、③鉱業を営む者、④会社。（農業を営む会社法人はこれに該当）

売上高の50%以上がJAや市場への出荷による売上の場合は、本支援金の対象外です。

Q12 当該支援金は、柔道整復師などの療術業も対象になりますか？

A 柔道整復師などの療術業の方についても、事業所（店舗等）が市内に在り、要件を満たしていれば対象となります。（例：柔道整復業、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業など）

Q13 宗教上の組織又は団体については支給対象とならないとしているが、収益事業を行っている場合も対象外ですか？

A 宗教上の組織又は団体については、法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）の実施の有無に関わらず、対象となりません。

Q14 がんばろう赤磐原油高騰対策運送事業者支援金、がんばろう赤磐コロナ対策飲食店感染防止奨励金等、赤磐市がこれまでに実施した支援金、補助金を受け取っていてもこの支援金は申請することが出来るか。

A 申請できます。

Q15 令和5年になってから個人事業から法人化しました。この場合の申請方法はどのようになりますか？

A ①個人事業を法人化した場合は法人での申請になります。

②個人事業は継続したまま、新たに別の法人を設立した場合は個人事業での申請になります。

①の場合は、添付資料として「個人事業の廃業届」と代表者個人と法人の直近の完納証明書に加え、以下の（ア）（イ）のいずれかを添付ファイルでアップロードしてください。

（ア）收受印のある法人設立届出書、または法人設立届出書届＋e-Taxの受信通知の写し

（イ）履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

なお、法人化後の決算を1年未満で行った場合は、個人事業と同一事業内容の事業を継続した代表者の個人事業の時の決算書にて申請を可能とします。（複数の共同代表がいる場合は1名のみとします。）

Q16 事業承継

個人事業主です。令和4年12月31日で父親が個人事業主を廃業し、令和5年1月から息子である私が事業を引き継ぎ開業しましたが、この場合支援金の対象になるのでしょうか？

A 申請は可能です。令和5年1月に事業を引き継いだ息子さんで申請ができます。

ただし、事業の継続性が認められることが条件です。

必要書類

- ①父親の廃業届（事業承継をすることを記載していること）
- ②申請者の息子さんの開業届（いずれも税務署の收受印又は e-Tax で提出した場合受信通知）
- ③父親の令和4年度確定申告書・決算書・収支内訳書を提出すること
- ④完納証明書は父親、息子でそれぞれが取得して添付

Q17 太陽光発電の個人事業主

太陽光発電の売電収入を行っている個人事業主です。この支援金の対象となりますか？

A 太陽光発電のみの事業者を商工会法上の商工業者とする場合の条件は①全量売電であること、②50KW以上の発電。なお、50KW未満でも添付のように設備の管理をしている場合は商工会法上の商工業者と認められますので、別途確認をさせていただきます。

電気主任技術者の選任を行っている場合（出力量50KW以上の場合）は、事業所得になると考えられており商工業者と認められます。また、出力量50KW未満の場合であっても、次のような一定の管理を行っている場合も一般的に事業所得になると考えられており商工業者となります。

- (1) 土地の上に設備を設置した場合で、当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき
- (2) 土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲の除草や除雪等を行っているとき
- (3) 建物の上に設備を設置した場合で、当該設備に係る除雪等を行っているとき
- (4) 賃借した建物や土地の上に設備を設置したときなど

【2 対象経費について】

Q1 対象経費は「赤磐市内で行った事業で支出した電気、ガス、水道、灯油、ガソリン、軽油」とあるが、それ以外のエネルギー経費は認められないのか。

A 認められません。

右図のとおりのように申請システムに入力していただく仕組みになっていますので、上記以外のエネルギー経費は対象外です。

支援金申請額	
① 光熱水費(アキイトウ)	0円
電気代(ア)	0円
ガス代(イ)	0円
水道代(ウ)	0円
② 灯油代	0円
③ ガソリン	0円
④ 軽油代	0円
⑤ 合計	0円
合計が25万円以上なければ申請できません。	
⑥ 支援金支給申請額	0円

※は、③×0.2(千円未満切り捨て)、上限額20万円です。

- ・決算書中の赤磐市内で使用した対象経費を記載してください。
- ・複数事業所があり、他市町村の事業所が含まれている場合は、赤磐市内の事業所のみを経費を記載してください。

Q2 法人で支援金が上限額20万円に満たない場合とはどのような場合か。

A 赤磐市内で使用した対象経費の合計額に0.2を乗じ、千円未満の額を切り捨てた額を支援金交付額

とします。

ただし対象となる経費が25万円以上であることが条件ですので、決算書の製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書に記載されている勘定科目・金額の横に赤字で該当の費用を補記してください。

(例:対象経費合計30万円×0.2=6万円の支給)

Q3 法人で、会計年度が令和4年1月～12月ですが、この場合対象経費は25万円を超えない。しかし、令和4年2月～令和5年1月であれば対象経費が25万円を超える。この場合確定申告書・決算書及び令和5年1月の領収書類を提出することで申請はできないか。

A 申請できません。直近の決算書に記載されている対象経費のみが対象です。

Q4 対象経費は「赤磐市内で行った事業で支出した電気、ガス、水道、灯油、ガソリン、軽油」とあるが、県外で給油したガソリンなどの燃料費は対象となるか。

A 赤磐市内で行った事業の場合は対象となります。

ただし、複数事業所の経費を明確に分けられない場合は、売上高など合理的な方法で按分をして計算していただいてもかまいません。

【3 確定申告書について】

Q1 確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、どうすれば申請ができるか。

A 申請することはできません。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を申請し、その承認を受け、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められており、5月15日までに行っている場合は対象とします。

また、赤磐市の市民税の申告会場で申告手続きをされた方は、收受印のある令和5年度市民税・県民申告書（兼国民健康保険税申告書）の添付が必要です。

なお、收受印がない場合は、直近の赤磐市の所得証明を赤磐市税務課で取得してください。

なお、收受印のある確定申告書、または確定申告書+e-Taxの受信通知の写しの添付が困難な場合は、瀬戸税務署で納税証明書（その2）を取得し申告書に添付してください。この場合も決算書、収支内訳書の提出は必要です。

(参考：赤磐市の市民税の申告で申告した書類の上部抜粋)

令和5年度 市民税・県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)		宛 名 番 号	
		番号・身元確認	都C・通C・住・免・保・在・障・()
赤磐市長殿	現住所	業種又は職業	
提出年月日	令和5年1月1日 現在の住所	電話番号	
年 月 日	フリガナ	個人番号	
	氏 名		
	生年 月 日	世帯主の氏名	世帯主の続柄
	男大 郎・平・介		

Q2 法人の決算期が9月以降で本支援金の申請期間後の場合、確定申告書は前年のものでいいか。

A 法人により決算期が異なりますので、本支援金の申請タイミングが、税務署で定められている確定申告書の申告期限前であれば、提出いただく確定申告書は直近期のものとなります。

(追記)

なお、5月決算の方は7月末日までに税務署への申告となっていますので、決算終了後に申請をしてください。

【4 支給について】

Q1 個人事業主の場合、必要書類の提出のみで5万円もらえるのか？

A 決算書・収支内訳書に対象経費が掲載されている場合は支給されます。

通常「水道光熱費」に数字が計上されている場合はそのまま支給されます。

ガソリン代、灯油代、軽油代が分かりにくい場合は科目の隣に赤字で補記してください。

Q2 赤磐市内に本店、岡山市にお店を出しています。決算書では全て経費は一緒になっています。

その場合は、どのようにしたらいいのでしょうか？

A 赤磐市の本店で使った経費のみを決算書・収支内訳書の勘定科目・決算額のところに補記してください。

例 決算書に計上した費用に赤磐市外で使用した対象経費が含まれる場合

空欄に線を引っ張り、「内、赤磐市内で使用した経費〇〇円」と補記してください。

		記載例	
経 費	租税公課		385000
	荷造運賃		
	水道光熱費		224000
	旅費交通費		148000
	通信費		167000
	広告宣伝費		105000
	接待交際費		163000
	損害保険料		105000
	修繕費		259000

内、赤磐市内で使用した水道光熱費
15万円

Q3 ガソリン代、軽油代が車両関係費、灯油代は消耗品に入っていますが、どのようにしたら審査が通りますか？

A ガソリン代、軽油代が入っている決算書の科目が「車両関係費」の場合、空欄に線を引っ張り「うちガソリン代 50万円」と内訳を補記してください。

また、決算書の科目に「燃料代」「ガソリン代」「軽油代」と明記されている場合は補記がなくても支払われます。

なお、領収書の添付は不要です。

Q4 対象経費は税込みで計算するのか。

A 各社の会計基準で決算書に準じて計算してください。

税込み経理か税抜き経理かその基準に準じて記載してください。

【5 申請方法について】

Q1 本支援金は申請書を提出すれば交付してもらえるか？

A 申請内容、提出書類に不備がなければ支給します。【3 確定申告書について】【4 支給について】などをご確認ください。

Q2 支援金を申請するための各種提出書類はどこで入手できるか？

A 電子申請になっているので、支援金サイトから申請をお願いします。書類での提出は受け付けておりません。

Q3 決算書の中で、対象となるガソリン代、軽油代等を消耗品や雑費などに計上している場合はどうしたらよいか。

A 決算書の写しにその旨を記入したうえでアップロードをしてください。画像で判別できない場合、問い合わせをさせていただく場合があります。

記載例

【製造経費】	
外注加工費	1,000,000
旅費交通費	100,000
通信費	500,000
消耗品費	700,000

ガソリン代、軽油代 500,000 円はこちらに含まれている。

【6 その他】

Q1 複数回の申請は可能か。

A 申請は1事業者につき1回までとなります。

Q2 商工会の会員ではないが申請することは可能か。

A 申請は可能です。商工会の会員・非会員は問いません。